

【平成29年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成29年3月17日 まちづくり委員長 木庭 理香子

○「議案第12号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 新設される建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査の手数料の他都市との比較について

手数料新設に当たっては、県内の他都市の状況を踏まえて、おおむね同額となるよう設定を行った。

- * 条例改正により見込まれる年間の手続件数について

手数料新設の根拠法である、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律は平成27年7月に公布され、規制措置に係る規定の部分が平成29年4月1日より施行される。

これまでも当該法律の前身であるエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出の手続が行われており、対象建築物が平成27年度は34件、平成28年度は平成29年1月末の段階で21件であるため、平成29年4月以降も同程度の件数になると考えている。

- * 手数料新設による本市職員の時間外勤務の増加見込みについて

既に前身となる法律に係る届出において、同程度の審査業務を行っているため、職員の業務量が大幅に増加することはないと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第20号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第27号 五反田川放水路施設整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 整備工事に係る市内中小建設企業の参加機会の確保策について

当該整備工事に当たり、市内中小建設企業の受注機会の確保を図るため、単独企業のほか、共同企業体でも入札に参加できる混合入札方式を採用した。

今後の当該工事の施工に当たっては、市内中小建設企業にも工事施工の機会が付与されるよう、施工業者に対して適正に配慮を促していきたいと考えている。

《意見》

- * 必要性のある事業と認識しているが、巨額の税金を投じて行われることを踏まえ、市内中小建設企業への経済的な対策についても、適切に指導・監督してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第34号 黒川海道特別緑地保全地区用地の取得について」

《主な質疑・答弁等》

- * 東西2か所の黒川海道特別緑地保全地区に挟まれた土地が特別緑地保全地区に指定されていない理由について

当該土地は、耕作地であることに加えて、今回取得予定の特別緑地保全地区とは別の地権者の土地であるため、緑地指定されていないが、将来的に樹林地として必要となった場合には、特別緑地保全地区の指定を検討していく。

- * 黒川海道特別緑地保全地区の東端部分が未取得となっている理由について

本議案に係る特別緑地保全地区の買取りは、地権者からの買取請求に伴い行われるが、当該東端部分については、現時点で地権者からの買取請求が行われていないため、未取得の状況となっている。今後買取請求がなされた場合には、買取りに向けて適切に対応していきたいと考えている。

- * 周辺部の緑地の買取りの状況について

当該保全地区の周辺部も特別緑地保全地区として指定されているが、地権者が複数いることもあり、本市が買取りを行っている箇所と地権者が維持管理を行っている箇所が並存している状況である。

- * 未樹林地の高木化等を踏まえた今後の植生環境の整備見通しについて

具体的な年次計画等は策定していないが、自然環境を維持していくためには、適切な管理が重要と考えているため、市民などとの協働の取組により適切な管理に努めていきたいと考えている。

- * 当該地区における緑地保全活動の民間協働の現状について

当該地区における維持管理に当たっては、緑地保全に取り組んでいる地域の管理運営団体と協働して、管理を行っている。

- * 緑地付近に民間協働の拠点となる環境を整備することに対する考えについて

現在、策定を進めている次期の「みどりの基本計画」において、マネジメント機能に重点を置いていることを踏まえて、今後、検討を行っていく。

- * 緑地の維持管理における公的役割の在り方について

民家に隣接する部分の草木の裾刈り等、民間のボランティア等では処理が困難な管理については、今後も行政において適切な維持管理に努めていきたいと考えている。

《意見》

- * 重機の立入りや樹木の伐採が困難な緑地の現状を踏まえた上で、適切な緑地の維持管理のために必要な予算確保について、総合的な見地から検討を進めてほしい。

- * 手入れが困難な高木については、計画を立てながら適切に処理を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第35号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本議案で市道と認定される殿町羽田空港線の概算整備事業費300億円における

本市の負担額及び負担額に占める市債と一般財源の割合について

本事業における本市の負担額は、現時点において、県からの補助金約 17 億円を除き、約 68 億円を想定している。財源構成の割合については、約 9 割が市債、約 1 割が一般財源を想定している。

* 殿町羽田空港線の大師橋及び国道 357 号からの距離について

大師橋からは約 2 キロ、国道 357 号からは約 3 キロの距離に位置している。

* 殿町羽田空港線に係る路線工事完成前の路線の認定の可否について

公共事業により道路を築造する場合は、道路が完成していない場合でも、あらかじめ道路の範囲を決定して市道としての路線認定を行っている。

殿町羽田空港線においても、今後の工事過程における道路の公益性を保護することを目的として、工事施工前の路線認定と区域決定により、事業地の権利を取得している。

* 殿町羽田空港線整備に係る関係者との協議における片側 2 車線化の検討の有無について

殿町羽田空港線の整備に当たっては、国が主催する羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会において議論が進められてきたが、車線数については同時整備となる国道 357 号が広域的な幹線道路であることから、片側 1 車線の想定であった。

* 高津区久地 2 丁目地内久地第 9 号線及び久地第 10 号線の路線廃止及び久地第 145 号線の再認定の内容について

久地第 9 号線及び久地第 10 号線については、平瀬川付近の不法占拠対策として、一般交通に供さない箇所を廃止を行い、引き続き道路として利用に供する部分については、起点と終点の変更に伴い久地第 145 号線として再認定を行うものである。

《意見》

* 本議案については、殿町羽田空港線以外の市道路線の認定及び廃止については異議はないが、殿町羽田空港線の整備については、震災を経て、市内の橋梁の老朽化や架け替えが課題となる中で、一部の地域に集中した整備であり認められないと考えるため、本議案については賛成できない。

* 道路整備は市民にとって必要不可欠であると考え。生活道路や再開発に伴う道路整備に加えて、産業経済活動を支援するための橋梁整備等も重要であると考えことから、殿町羽田空港線の整備については積極的に推進してほしい。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第 29 号 川崎市公共施設である軟式野球場を安全に利用できる施設改善および利用向上に関する請願」

《請願の要旨》

市の施設である有料軟式野球場の適正な整備及び維持管理体制の充実を図るとともに、15 か所の市民利用施設の中間地点への瀬田駐車場の移設及び新たなグラウ

ンドの貸出方法等のモデル試行の取組を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

市の施設である有料軟式野球場は市内に20か所あり、内訳は河川敷にある野球場が11か所、河川敷以外の公園緑地内にある野球場が9か所となっている。

維持管理は、トンボ掛けや土砂の補充、人工芝のグラウンドについては、ブラッシングのほか、シーズン中は月1回から2回の草刈りを行っている。また、凹凸等がある球場については、状況を調査し、必要に応じて内野等の整備を行っており、今後も利用者が安心してスポーツを楽しめるよう、必要な維持補修や日常管理の充実に努めていく。

瀬田駐車場は東急田園都市線二子新地駅の直近にあり、上流側の二子・久地広場からは約640メートル、下流側の北見方少年野球場からは約1,200メートルの位置にある。

瀬田駐車場を15か所の市民利用施設の間地点に移設した場合、河川敷内に駐車場への新たな車の進入路を設ける必要があるが、その場合、マラソンコースと交錯することとなる。また、治水上の観点から河川敷への車の進入路の設置が国により制限されている。

なお、開場時間については、現在、午前6時としているが、利用者の利便性向上のため、関係者と時間の前倒しについて、今後調整していきたいと考えている。

また、平成28年度中に瀬田駐車場に60台分の臨時駐車スペースを整備する予定である。

軟式野球場施設の利用に当たっては、現在、本市では公共施設利用予約システムであるふれあいネットを活用している。

ふれあいネットのカードについては、個人、団体、野球場専用団体の3種類があり、野球場専用団体カードについては、各区道路公園センター、多摩スポーツセンター及び富士通スタジアム川崎が登録申請の窓口となっている。登録については、メンバーの9人以上が市内在住、在勤、在学であることが要件となっている。

野球場専用団体カードの登録申請には、メンバーの委任を受けた代表者が、「メンバー表兼委任状」を市に提出するほか、メンバー全員の本人確認書類を提示し、市内在勤・在学のメンバーがいれば、在勤あるいは在学を証明する書類を併せて提示することになっている。

なお、ふれあいネットについては、平成29年4月に新たなシステムに更新される予定であるため、現在、それに合わせて、新たな野球場専用団体登録制度の検討を行っている。野球場施設の利用予約については、以前から抽選の高倍率化等の問題があることから、その対策について検討を行っている。

ふれあいネットにおける野球場の利用承認の取消しは、川崎市都市公園条例施行規則第15条第3項において、利用予定日の3日前までに利用承認の取消しの申出があれば、使用料の返還ができることから、取消期日を3日前までとしている。請願項目である利用承認の取消期日の前倒しについては、より多くの市民が利用する上で、有効であると考えている。今後については、取消期日の変更について、テニスコートやサッカー場など、野球場以外の施設における利用実態等を踏まえながら、

検討していく。

平成27年度の軟式野球場の利用状況については、平日で10.3%、土日祝日で75.9%、合計で27.7%の利用率となっている。

抽選申込みがあったコマ数8,022件に対し、利用者都合により取り消され、利用されなかったコマ数は3,166件となっており、未利用率は39.5%となっている。なお、直前の予約取消状況については、利用予定日の3日前から7日前に取消しが行われるケースが多い。

請願項目である新たなグラウンドの貸出方法等のモデル試行の取組については、ふれあいネットによる抽選により、野球場についてはどのチームにも公平に利用の機会が与えられており、また、居住区によって利用できる施設が限定されることもないため、最も公平・公正な手段であると考えている。

なお、当日野球場を利用しなかった場合のペナルティーについては、不測の事態により、当日利用できないことも想定されること、また、利用予定日の3日前を過ぎた時点で、使用料を支払わなければならないことなどから、ペナルティーを課すことは、現在のところ考えていない。

登録の審査の在り方については、野球場施設の適正な利用に向け、関係局と検討を行い、今後とも野球場の利用制度が市民にとって、より利用しやすい制度となるよう、努めていく。

《主な質疑・答弁等》

* 野球場専用団体登録制度の見直しに当たっての検討メンバーについて

検討メンバーについては、部局横断的な検討会議を設置できるよう関係局と調整を行っている。

* 見直しに当たっての協議予定内容について

見直し内容については、キャンセルが非常に多い状況を踏まえて、申請時の資格審査の厳格化について対応を協議していきたいと考えている。

* 野球場の整備に係る統一化されたマニュアルの有無について

野球場の整備、管理に関する文書化された統一的なマニュアルは作成していないが、それぞれの野球場において、指定管理者や委託事業者によって現地の状況を確認しながら整備や管理を行っている状況である。

* 整備状況が不十分な野球場に対して専門業者による全面的な整備を図る考えについて

グラウンドの排水状況や凹凸等の状況を踏まえ、必要に応じて専門業者によるグラウンドの全体整備を行う場合もある。平成28年度については、池上新田球場について、土の補充による内野整備を行う予定となっている。

* 池上新田球場以外の野球場の整備予定について

平成28年度は、池上新田球場以外では、桜川球場の人工芝の清掃と部分的な張り替え補修を実施する予定である。それ以外の球場についても、現在、各区の道路公園センターと連携して調査を行っているため、調査結果を踏まえて、今後、計画的に補修を行うことを検討している。

* 独自に野球場のグラウンド状態や球場使用実態の調査を行っている利用者団体へ

の対応について

市民利用施設は、何よりも利用者の意見を聴取することが大切であると考えてる市の調査と併せて、調査を行っている利用者団体等の意見も伺いながら、整備内容について検討していきたいと考えている。

また、利用率の変動等について、今後モニタリングを行う必要があると考えており、利用者の声を把握する観点から、意見聴取についても検討していきたいと考えている。

* グラウンド整備に当たっての野球関係者との調整について

平成28年度に整備を実施する野球場については、野球関係者の現地立会いの下に、協議調整を行いながら整備を進めている。

* 河川敷以外にある野球場の駐車場の整備状況について

河川敷以外の公園緑地内にある野球場の駐車場の状況として、小田球場、桜川球場、御幸球場、とんび池球場については無料駐車場を整備しており、大師球場及び富士見球場については、有料駐車場を整備している。池上新田球場については、駐車場の形態ではないが、駐車可能なスペースを確保している。

* 河川敷内駐車場である瀬田駐車場の整備に対する考え方について

本市では多摩川の河川敷に多くの市民利用施設が整備されており、アクセスの確保等が以前から課題となっていた。

国においては、増水時の車両の移動が困難との理由から、自治体による河川敷の利用に対して当初難色を示していたが、自治体側からの河川利用推進の要望を受けて、河川敷内の駐車場整備が認められた経緯がある。

市民利用施設の利便性の向上のため、瀬田駐車場については、平成28年度中に60台分の駐車スペースを整備する予定であるが、国に対しても、引き続き河川敷内の十分な活用について、市として申入れを行っていききたいと考えている。

* 古市場周辺地区の駐車場の整備計画について

古市場周辺地区の上平間駐車場については、現在40台分の駐車スペースがあるが、位置の変更等を含めて、駐車台数の拡充について検討を行っている。

* ふれあいネットの改善に対する認識について

市民利用施設におけるふれあいネットの活用については、利用者の負担が少なく、広く有効に活用が図られることが非常に大切であると考えている。現在の空き状況の多さ等、課題の改善に向けて検討を進めていく。

* 野球場専用団体登録制度の制度変更に当たり、市民や議会に検討内容を提示した上で最終調整を行うことに対する考えについて

ふれあいネットについては、平成29年4月から新システムへの更新を考えているが、野球場専用団体登録制度の制度変更については、10月頃を目途に本格導入を予定しているため、それまでは移行期間として現行の制度を運用し、内容が決まり次第、公表していきたいと考えている。

* 野球場ごとに管理手法が異なる理由及び今後の方向性について

当初、野球場の管理は市が直営で行っていたが、人員配置等の関係から一部管理委託を導入し、その後、指定管理者制度を導入したため、現状では野球場によ

り管理手法が異なっている。

今後の方向性としては、指定管理者制度に順次移行していくが、管理水準については、市が市民の利用状況を見定め、一定のサービス基準を維持できるよう、指定管理者に対し指導・監督していく。

*** 野球場ごとに偏りのある維持管理水準について**

管理手法の違いによりサービス基準に差が出ることは適切ではないため、市として利用者の意見も踏まえながらサービス基準の維持に努めていく。

*** インターネット以外の顔の見える窓口等における利用者調整の検討について**

全てインターネットによる利用が望ましいと考えているわけではなく、フェース・トゥー・フェースによるチェックも必要であると考えている。モニタリングによる利用倍率の変化やキャンセル状況の把握も踏まえながら、今後は幅広く検討していきたいと考えている。

*** 未利用率の改善に向けた目標値の設定について**

テニスコートやサッカー場等、施設数や利用者の年齢層に違いはあるが、他のスポーツ施設等の未利用率等も勘案しながら、今後の課題として検討していく。

*** 新システムに関する情報の周知について**

ふれあいネットの新システムは平成29年4月から運用開始予定であるが、野球場専用団体登録制度については本格稼働までの猶予期間を含めて検討中である。おおむね半年後の10月頃をめどとしているため、可能な限り早い段階で周知し、議会や市民の意見を伺っていききたいと考えている。

*** 未利用率約4割の考え方について**

キャンセル後にそのまま使用されなかった件数が3,166件、キャンセルされたが、その後他の申込により使用された件数が約3,000件であるため、申込総数8,022件のうち、約75%に当たる約6,000件がキャンセルという実態となっている。

このため、抽選申込があった8,022件に対し、利用者都合により取り消され、利用されなかった件数約3,166件の割合が未利用率となり、約39.5%となる。

*** 10年前と比較したグラウンドの整備費について**

10年前と比較した数値は把握していないが、公園緑地維持管理費の総額としては、平成21年度から平成27年度まで、約15億円前後で推移をしており、大きな変動はない。

《意見》

*** インターネットを利用した場合には、申請時の審査を厳格化しても、一部の申請者が集中的かつ強制的な申込みを行うことをコンピューター上で防ぎにくいという課題がある。全国規模に展開して、利益的な仕事が行われる可能性も指摘されており、独占的に一部の利用者のみが利用できるシステムとならないよう検討を進めてほしい。**

*** 駐車場の移設等、国からの規制により実現が難しい部分があることを踏まえた上で、**

対応可能な部分については、今後とも川崎の野球の向上に資する対策を講じてほしい。

- * 過去には、地区の利用団体が公園事務所に集合して顔の知れた関係性の中で抽選を行うことが、不正防止の選別機能を果たしていた側面もあったため、利用者が主体となって貸出調整を行うようなモデル地区の設定についても、検討を行ってほしい。
- * 不適切な利用方法とキャンセルの関係については、野外施設である以上、天候条件によるキャンセルについても考慮する必要があると考える。利用申請に当たって市民に過度な負担を求める点には課題があると考えますが、不適切な利用方法がキャンセルを生み出している状況に対しては対策を講じてほしい。
- * 新システムに関する情報の少なさに課題があると考えます。情報の周知に当たっては、請願が提出されたことや、市民にとっても必要な情報であることを考慮した上で、今後は適切に対応してほしい。
- * 公園の利用人口が増加している現状を踏まえると、整備費用が増加することは当然であり、予算確保について、適切に取り組んでほしい。

《取り扱い》

- ・ 議会や各議員が抱えている問題点を、本請願は的確に指摘していると考えます。議会としてもその趣旨を踏まえて改善に向けて取り組むべきと考えため、本請願は趣旨採択とすべきである。
- ・ 国との調整やシステムの運用上、実現が困難な部分もあると考えますが、改善について前向きな取組が可能であるとのことなので、趣旨採択とすべきである。
- ・ 整備計画を策定し、利用者の意見も踏まえながら検討可能であるとのことなので、趣旨採択とすべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択